

京都大学	博士（文学）	氏名	浜井 和史
論文題目	戦後日本の海外戦没者処理をめぐる史的研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、1945年の終戦から1960年代までの戦後四半世紀の期間において、海外の各戦域に残された「海外戦没者」の遺骨を日本政府がどのように取り扱ってきたのかという問題を取りあげ、その戦後処理のプロセスを歴史学的手法によって明らかにしたものである。</p> <p>1937年7月の盧溝橋事件から1945年9月の降伏文書調印にいたる戦時期に戦没した日本人の数は約310万人にのぼるが、このうち日本本土以外で戦没した海外戦没者（沖縄での戦没者を含む）は約240万人とされる。2015年の時点で、日本に「帰還」したとされる海外戦没者の遺骨は約127万柱であり、全海外戦没者の半数程度に過ぎない。未帰還の残り約113万柱の遺骨のうち、今なお拾骨が可能なものは約60万柱と推定されている。これら海外戦没者の遺骨収容に関して、日本政府は、戦後一貫して「国の責務」としてこれに取り組んできたとの見解を示してきた。実際、政府による旧戦場への遺骨収集団の派遣はサンフランシスコ平和条約の調印後に開始され、これまでに約34万柱の遺骨が国内に持ち帰られたという。</p> <p>本論文の研究の出発点となったのは、次のような設問である。戦後20年たった時点（1965年頃）で、政府の遺骨収容の成果はまだ約1万1千柱にとどまっていた。にもかかわらず、当時の政府当局者は「いわゆる遺骨収集は一応終えた形になっておる」との認識を示したのである。収集が始まった1952年10月の時点で、日本政府はソ連と中国を除く各地域に残存している未帰還遺骨数を約80万柱以上と推定していた。しかしながら、この時政府は、1万1千柱の遺骨収容をもって「遺骨収集」は「一応終了」したとみなしたのである。なぜ、日本政府はそのような認識を持つにいたったのか。これが本研究の起点となる問題意識であった。</p> <p>この問題意識のもとに、本論文では次の課題が設定されている。まず、遺骨の収容を中心とする海外戦没者処理の問題を、戦後日本が直面した「戦後処理」問題の一つとして捉え、講和直後に始まる遺骨収集団派遣事業を中心において、終戦から1960年代までに日本政府が実施した海外戦没者処理に関する政策決定過程を明らかにすることが第一の課題である。そしてこの課題を検討するための必須作業となる、大日本帝国下において海外戦没者処理がどのように行われていたのか、その歴史的変遷を、明治期にまでさかのぼって明らかにする。</p> <p>本論文が日本政府の政策決定過程を分析の中心に据えているのは、戦没者の遺骨収容が本質的に政府主体で行われるべき事業であり、議論の中心となる遺骨収集団の</p>			

派遣や千鳥ヶ淵戦没者墓苑の建設などの事業が、いずれも政府主導で行われたからである。加えて、本論文が取り上げている戦後四半世紀の時期は、海外渡航の自由は許されておらず、遺族や戦友による海外戦跡訪問や慰霊巡拝は容易ではなかった。そうした制約のため、政府を飛び越えて、遺族や戦友が主体的に海外戦没者処理問題に関与することはほとんど不可能であり、もっぱら政府主導で行われざるをえなかったという事情によるところも大きい。もちろん、海外渡航が自由化された後は、こうした政府と遺族たちとの関係性にも大きな変化が生じた。その変化についても本論文は検討の対象としている。また戦後、日本本土から政治的・行政的に分離されることになった沖縄では、戦没者処理の問題についても自から本土とは異なる道を歩むことになったが、本論文では戦後初期の沖縄における遺骨収容の実態とそれに対する日本政府の関与についても合わせて検討される。

次に本論文は、海外戦没者処理問題を戦後日本がアジア・太平洋地域への復帰を果たす過程の一側面を形成するものと捉え、日本政府内の政策決定過程にとどまらず、各国政府と日本政府との間の外交交渉過程をもあわせて検討している。これが第二の課題である。戦後において戦没者の取扱いの主管官庁は厚生労働省（旧厚生省）であった。そのため、これまでは同省の編集した事業報告書などの文献が、政府の遺骨収容事業の全容を語るほとんど唯一の資料として扱われてきた。一方、現地政府との外交交渉を担当したのは外務省である。戦争の特質からして、海外戦没者の遺骨はアジア・太平洋の広大な諸地域に散在して遺された。これら残存遺骨の処理を実施するには、必ず現地管轄国との外交交渉が必要となり、また収容作業も現地の住民感情に配慮して行う必要があった。海外戦没者の遺骨処理問題は日本の国内問題にとどまるものではなく、国際問題として存在していたのである。本論文は、戦没者遺骨処理問題を戦後日本の重要外交問題として捉える観点に立ち、この問題に深く関与した外務省の記録を主たる資料として、外交史的アプローチからこの問題を検討している。

なお、海外から日本本土に送還された戦没者の遺骨は、必ずしもそのすべてが遺族のもとへ届けられたわけではない。本論文では特にこの点に注目し、海外からの遺骨帰還のプロセスを日本本土への「送還」と、遺族のもとへの「帰宅」の二段階に区別して捉えている。そのことを明確にするため、戦没者の遺骨が海外から日本国内に送還されるまでのプロセスを表現する際には「帰還」の「還」の文字をあてて「還る」と表し、遺骨が本土に上陸後、遺族のもとへ帰宅するプロセスには「帰」の文字をあてて、両者を使い分けている。

遺骨が野ざらしとなっている旧戦場の現状が国内に伝えられるようになると、遺族を中心に、政府の実施した遺骨の処理振りに対して疑問や不満が噴出することとなった。果たして政府は戦没者の遺骨を適切に扱ってきたのか、という疑問や不満である。すでに戦中においても、戦死の公報は伝えられても、遺骨は遺族のもとに帰らぬ

状態が生じていた。戦前から戦後にかけて、これら「帰らぬ遺骨」に対して遺族と政府との間にはある種の緊張関係が存在し続けたのである。この緊張関係を浮かび上がらせることによって、今日まで遺骨収容が継続していることの意味を考察することが、本論文の第三の課題である。

以上の三つの課題について具体的に検討することを通じて、本論文は、戦後70年を迎えた今日もなお継続している、日本政府による海外戦没者処理の取り組みについて、その最初の四半世紀の段階における歴史的経緯の全体像を明らかにすることをめざしている。

日清・日露戦争を通じて「戦場掃除」と遺骨の「内地還送」という二大原則に基づく海外戦没者処理の体系が確立した。それにしたがって、戦没者の遺骨は、最終的には遺族のもとに「帰ってくるもの」という感覚が日本人の間で共有されるようになっていった。満洲事変以降、戦時状態が慢性化するようになると、軍部は遺骨を「英霊」とみなし、人々は帰還した「英霊」＝遺骨に対して最大限の敬意をもって迎え、盛大な村葬を実施した。靖国神社への合祀とならんで、遺骨還送は戦前の戦没者処理体系の核心をなしていたのである。

1943年のガダルカナル撤退およびアッツ島の「玉砕」を境にアジア・太平洋戦争の戦局が著しく悪化すると、戦前に確立していた海外戦没者処理体系は崩壊の一途をたどった。遺骨を還送できなくなったのである。多くの遺族は、還送されるべき遺骨の代わりに、戦地の土や砂、霊璽などが入った「空の遺骨箱」を、あたかも本物の遺骨であるかのようにして受け取ることになった。しかしそれは、「英霊ハ必ス還ルヘク」との論理により「英霊の帰還」を喧伝してきた軍部が国民に強制したフィクションに過ぎず、現実には戦没者の遺体は海外の戦場で人知れず朽ち果てていくことを余儀なくされたのである。本物の遺骨が入っていない「空の遺骨箱」を遺族に伝達することは、こうした現実から遺族の目を逸らす役割を果たすとともに、戦没者の遺骨はすでに「処理済み」であると強弁しうる点で、軍部や政府にとって都合のよい処理方法であった。

「空の遺骨箱」の帰還をもって「英霊」＝遺骨の帰還が完結したとみなす戦時中の論理は、終戦後もなお引き継がれ、戦争が終わっても遺族のもとへ届いたのは、やはり「空の遺骨箱」であった。このようにして、海外戦没者の遺骨をめぐる戦後の「記憶」は、「帰還」よりも「未帰還」の記憶の方が支配的となったのである。

敗戦により陸海軍が解体したあと、GHQからの示唆もあって、日本政府は新たな海外戦没者処理の体系を構築する必要に迫られた。政府は占領期の比較的早い段階から検討を開始しており、そこで得られた一応の結論は「内地還送」、すなわち原則として海外戦没者の遺体・遺骨はすべて収容し、日本本土へ送還するという方針であった。しかし、GHQ側の事情や朝鮮戦争の勃発などにより、この方針が実行に移されることは

なく、占領期を通じて海外戦没者の処理はほとんど進展しなかった。

サンフランシスコ平和条約の調印後、遺骨収容を求める遺族の声の高まりを背景に、日本政府は改めて様々な方法の検討に着手したが、1952年の米国との交渉を経ることで、遺骨収集にあたっては、現地では遺骨を「印程度」に収容し、収容した一部の遺骨をその戦域全体の戦没者の「象徴遺骨」とみなして持ち帰るという方式を採用することに落ち着いた。この方式では「象徴遺骨」以外の大部分の遺骨は回収されないことになるが、それに対する不満に対しては、「現地慰霊」を丁重に行うことによって遺族たちの納得を得ようとしたのである。この日米交渉の結果採択された方式が、1950年代を通じて他の地域に派遣された遺骨収集団にも適用されたことにより、1950年代から60年代の政府の戦没者遺骨処理の方針として定着したのであった。

1950年代に構築された新たな海外戦没者処理の体系は、これを整理すると、現地管轄国との正式な外交交渉を経た上での「遺骨収集団」の派遣、「象徴遺骨」の収容、「戦没日本人の碑」の現地建立として特徴づけることができるが、この時期の遺骨帰還は常に国民の関心を集める中で行われており、言わば「賑やかな帰還」となった。しかし、遺骨収集団によって持ち帰られた遺骨のほとんどは氏名が判明しないものであり、遺族のもとに帰ることはなかった。それらは1959年に設立された千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納められた。そして政府当局者は、1950年代に各戦域に一回ずつ遺骨収集団を派遣したことをもって、「象徴遺骨」の収容は「一応終了」したものとみなすこととしたのである。

1950年代に派遣された遺骨収集団は、米国管理下の太平洋諸島、東部ニューギニア・ソロモン諸島方面、ビルマ・インド方面、西部ニューギニア・北ボルネオ方面、そしてフィリピン方面の遺骨収集にあたった。派遣にあたって日本政府は当該地域を管轄する政府との外交交渉を行ったが、戦争の記憶がまだ冷めやらぬこの時期においては、交渉が困難に陥ることもしばしばであった。日本政府が「現地慰霊」の一環として重要視していた「戦没日本人の碑」建立をめぐることはとくにそうであり、オーストラリア政府からは碑文の字句変更を迫られ、またビルマやフィリピンなどアジアの独立諸国においては建立そのものが見送られた。

しかし現地に行ってみると、遺骨収集団は概して現地政府や住民から協力的な態度でもって迎えられた。多くの地域で、現地官民による拾骨活動への協力や追悼式への参列などがみられ、収集団の報告書からは将来における現地と日本との友好関係に期待する文言が多く読み取れる。

他方で、現地追悼式において読み上げられた「追悼の辞」の「語り」の内容は、ほとんどの場合、あくまでも自国本位・日本本位のものであった。多数の現地人が参列した追悼式において、たとえ現地人には理解できない日本語によるものだったとはいえ、遺骨収集団による「語り」は、現地官民に対する「謝罪」や「追悼」、「感謝」

の言葉を述べることはほとんどなく、ひたすら日本人戦没者の戦績が称えられるばかりであった。1950年代の遺骨収集団は、日本政府が旧戦場地域に戦後派遣した初めての政府を代表するグループとあってよいが、「アジアの一員としての日本」との立場を標榜し、当該地域への再進出を目論む日本側には、戦争の記憶をめぐる現地人への配慮と想像力が欠如しており、かつそのことに無自覚であったといわねばならない。

1950年代の海外戦没者処理の根幹をなす「象徴遺骨」の收容という方針は、経済的な困難や相手国との友好関係の不在など、様々な制約下にあった当時の日本にとっては、現実的にとりえる数少ない選択肢のひとつであって、その意味では現実的な方策であったといえる。また、遺骨収集団の派遣を通じて、派遣先現地政府や住民との間に少なからぬ交流や相互理解の場を持ちえたことは、一定の成果として評価できよう。しかし、この1950年代における海外戦没者処理の体系は、現地に残された遺骨のほとんどが日本本土へ「還らず」、したがって当然遺族のもとへも「帰らない」ことを前提とするものであった。そしてこのことは、必ずしも国民的なコンセンサスを果たすうえで下された選択ではなかったのである。

「象徴遺骨」の「象徴」が意味するところは、諸外国の「無名戦士の墓」において使用される「象徴」のもつ意味合いとは性格が異なり、1950年代の日本に特有のものであった。そして「象徴遺骨」の收容と「現地慰霊」をもって海外における全戦没者の遺骨帰還が実現したとするフィクションが政府によって強調されればされるほど、收容し得なかった大多数の遺骨の存在に対して目を向けられることが少なくなったのである。その意味では、1950年代における「象徴遺骨」をめぐる言説は、「空の遺骨箱」を本物の遺骨と読み替えることを強いた戦時中の軍部の論理と大きく距たるものではなく、実際には「還っていない」遺骨を「帰還済み」とするフィクションを遺族たちに再び強いるものであった。

そしてさらに深刻だったのは、「象徴遺骨」というフィクションが語られているうちに戦後20年の時間が経過し、放置された遺体・遺骨の風化がいつそう進行してしまっただけであった。終戦から7年もの間、日本は連合国の占領下におかれ、外交権を含む主権が制限されていた。その状況下で海外戦没者処理を実施することが事実上不可能であったことを考えると、独立を回復してから間もない時期は遺骨收容にとって決定的に重要であったといえるであろう。にもかかわらず、1950年代において「象徴遺骨」の收容方針が採用されたことにより、結果として收容されなかった大多数の遺体・遺骨のさらなる風化を招くこととなったのである。

1960年代、海外渡航の自由化により、現地を訪れることができた遺族や戦友は、まだ多数の戦没者の遺体や遺骨がそのまま残されているという現実を、ほとんど初めて目の当たりにした。そうした遺族たちの声に押されるかたちで政府は、1960年代後半に遺骨收容を再開する。再開にあたって「象徴遺骨」という考え方が、非明示的では

あったが、撤回された。その意味では、1950年代に構築された海外戦没者処理の体系は、これを歴史的にみれば、戦前の処理体系を喪失した敗戦国の日本が、新たな時代において、米国をはじめとする関係諸国との関係の再構築を迫られるなかで、紆余曲折の末に採用せざるをえなかった過渡的措置であったと評価できよう。それは様々な問題をはらむものであったが、当時においては多くの人びとがこれを支持し、一定の社会的機能を果していたこともまた事実である。しかし遺骨収集の再開後は、この古い処理体系は放棄され、その教訓が省みられることもなく、「国の責任」を全面的に打ち出して、発見された遺骨を可能な限り日本に帰還させるという新たな方針が採用されることになった。そしてこの方針のもとで、今日に至るまで遺骨収容の取り組みが営々と続けられている状況である。

戦後70年を経て、海外戦没者処理の問題がまさに現在進行形の問題であり続けていることを考えるならば、本論文が明らかにした1950年代から60年代かけての海外戦没者処理をめぐる一連の経緯についても、21世紀の今日においてなお日本が抱えている「終わらない戦後」問題の一つの起点として位置づけることができるであろう。その意味で、本論文が扱う問題に歴史的重要性を見出すことができるといえる。

(論文審査の結果の要旨)

日本政府の統計によれば、1937年にはじまる日中戦争とそれに続くアジア太平洋戦争での日本側の死者は約310万人にのぼり、そのうち日本本土以外での戦没者は約240万人とされる。2015年末において、240万人の死者のうち、その遺骨が回収済なのは約127万人分であり、残り113万余の遺骨は今もなお旧戦域にある。

本論文は、戦後処理の重要な一面ともいうべき、海外戦没者の遺骨処理の問題を正面から論じたもので、敗戦直後から1960年代にかけての時期、日本政府がこの問題をどのように取り扱ったのかを、外交史的方法を用いて分析している。戦後の遺骨収集を扱った研究は、これまでフィリピンや沖縄など特定の地域については存在したが、戦場地域全体にわたって包括的に論じたのは、本論文がはじめてであり、著者は2008年に論文を発表して以来、この問題についての数少ない専門家として、学界から注目されてきた。本論文は、その著者の研究を集大成したものであり、この問題に関する最初の本格的学術論文にほかならない。

論文は2部9章からなり、第1部では日清戦争から日露戦争を経て構築された戦前の海外戦没者処理体系がどのようなものであったのかが、解明される。著者によれば、「戦場掃除」と「遺骨還送」がその核心をなし、靖国神社への合祀とともに、戦前における戦死者の慰霊・顕彰のシステムを構成していたとされる。しかし、アジア太平洋戦争中に、戦局の悪化によって「遺骨還送」は不可能となり、この体系は崩壊する。代わって遺族に届けられたのは、戦地の土や砂、霊璽などが入った「空の遺骨箱」であった。その結果、戦場に放置された多数の遺骨の処理という難問が、戦後に課題として残されることになった。

続く第2部が本論にあたり、戦後日本がこの重い課題にいかに対処したのかが論じられる。占領下での日本政府の検討作業とGHQとの交渉(第3章)、平和条約調印後のアメリカ管轄地域への遺骨収集団派遣をめぐる日米交渉(第4章)、それに続くアメリカ以外の国々との外交交渉と派遣された遺骨収集団の活動(第5章、第6章)、沖縄での戦没者処理とそれをめぐる日米交渉(第7章)、収集された無縁遺骨を收容する施設としての千鳥ヶ淵戦没者墓苑の設立(第8章)、1950年代末にいったん終了とされた遺骨収集作業が1967年になって再開される経緯とその後の展開(第9章)、と時系列にそって論じられている。

著者によれば、1950年代の遺骨収集事業は、現地管轄国との外交交渉と遺骨収集団の派遣、「象徴遺骨」の收容、「戦没日本人之碑」の現地建立として特徴づけられる。現地では「印程度」に遺骨を收容し、收容した一部の遺骨をその戦域全体の戦没者の「象徴遺骨」とみなして持ち帰る(それ以外の大部分の遺骨は持ち帰らない)という方式であり、それに対する不満をなだめるため「現地慰霊」を丁重にし、建碑を行うことにしたのである。日本政府は、この方式で各戦域に一回ずつ遺骨収集団を派遣し、1万1千柱ばかりの「象徴遺骨」を回収し、それをもって、遺骨收容は「一応

終了」したものとみなした。なぜ、このような方式が採用されたのか、その理由を著者は、政府財政上の制約、収集地域を管轄する国との友好関係の不在、戦争の記憶がまだ生々しく、被害を受けた現地住民への配慮から、できるだけ短期間に収集作業を終える必要があったことなどに求めている。そのうえで、この方式は当時としてはやむをえない選択であったとしても、実際には「還っていない」遺骨を「帰還済み」とするフィクションを遺族たちに強いた点で、戦時中の軍部の「空の遺骨箱」の論理と大きく距たるものではなかったとしている。

しかし、1960年代半ばに日本人の海外渡航が自由化され、遺族や旧戦友の戦域訪問が増加すると、多数の遺骨が未回収である事実が再発見され、政府に対応を求める声が高まった。それに押されて、政府は遺骨収集事業を再開するとともに、50年代の「象徴遺骨」回収方針を放棄し、可能なかぎり多くの遺骨を日本に還送する方針に立ち返った。現在にいたるまで遺骨収集の事業が政府の手によって継続的に進められてきたのは、この60年代末の方針転換の結果であると、著者は結んでいる。

戦後における戦争の研究は、長い間、戦争がなぜ起こったのか、なぜ回避できなかったのか、戦争の責任は誰が負うべきなのかといった問題の解明を中心に進められてきた。つまり、戦争の研究は戦前史・戦中史の領域に属していた。しかし、時間の経過とともに、戦争が遺したものをめぐる問題へとテーマが遷移しはじめる。時を同じくして「記憶の歴史学」という新たな風が吹き始めた。「戦争の事実の歴史学」ではなくて、「戦争の記憶の歴史学」へと研究者の関心が移ったのである。それは必然的に戦後史の範疇にはいる。「人はなぜ、どのようにして戦場で死ぬのか」が「事実の歴史学」だとすれば、「記憶の歴史学」は「われわれはいかにして戦場の死者を記憶し、あるいは忘却してきたのか」を問う。このような変化にともない、それまでもっぱら靖国問題を中心に展開されてきた戦争の死者をめぐる日本の歴史学は、それまでとは違った展開をみせるようになった。

本論文も前世紀末に現れたこの新しい潮流の影響のもとにあるが、オーソドックスな外交史研究でもあるという点で、他の研究とは大きく異なる独自性をもつ。外務省の史料編纂官として外交文書の整理に従事し、日本外交文書の編纂にあたってきた著者は、その経験を十二分に活かし、未公刊・未発掘の外務省史料を縦横に駆使して本論文を書き上げた。「記憶の歴史学」の視点を取り入れて、外交史研究の幅を広げ、大きな成果をあげたものとして、本論文は高く評価できる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2016年1月15日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。